感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（鳥インフルエンザ（Ｈ七Ｎ九）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令の廃止）

第一条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　鳥インフルエンザ（Ｈ七Ｎ九）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十二号）

二　中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用についての読替えに関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十一号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に、「痘そう、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ五Ｎ一であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」という。）を「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）、痘そう、特定鳥インフルエンザ」に改め、同条第三項第一号中「及び鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」を「、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ」に改める。

第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項中「第三条第二号若しくは第三号」を「第三条第一号若しくは第二号」に改める。

附　則

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第九号

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十五年厚生労働省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

表中

聴導犬	公益財団法人日本補助犬協会	神奈川県横浜市旭区矢指町一九五四番地の一	平成二十二年九月一日

を

聴導犬	公益財団法人日本補助犬協会	神奈川県横浜市旭区矢指町一九五四番地の一	平成二十二年九月一日
聴導犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	山梨県南都留郡山中湖村山中二六二番地の一	平成二十七年一月二十一日

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第四十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社サンワーク	島根県松江市美保関町七類六十番地二　防水施工

○法務省告示第四十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社伸幸	東京都江戸川区東葛西三丁目二番十一号　建設機械施工

○法務省告示第四十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表株式会社藤建鋼の項中「溶接」の下に「、塗装」を加える。

○法務省告示第四十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年二月七日から効力を生ずる。

平成二十七年一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

和歌山県東牟婁郡北山村長

○法務省告示第五十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十七年二月七日から効力を生ずる。

平成二十七年一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

青森県中津軽郡西目屋村長

○外務省告示第十三号

平成二十六年十二月十八日にホニアラで、ククム幹線道路改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ククム幹線道路改善計画（詳細設計）を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年六月三十日まで

4　署名者

日本側　松本盛雄在ソロモン大使

ソロモン側　マナセ・ダムカナ・ソガバレ首相

平成二十七年一月二十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉